

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和7年4月6日 00時01分頃
発生場所	播磨灘航路第3号灯浮標 讃岐水ノ子礁灯標から真方位105° 6.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 28.0′ 東経134° 32.6′）
事故の概要	貨物船たるみは、東北東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和7年4月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 たるみ、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140254、株式会社六甲船舶
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海） 航海士A、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部に擦過傷 灯浮標 防護枠に曲損、浮体に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、上げ潮の初期、潮流 北流約0.2ノット（kn）
事故の経過	本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、航海士Aが単独で船橋当直に当たり、GPSプロッターの灯浮標等の情報を重畳させたレーダーを4Mレンジ、ノースアップ表示とし、約10knの対地速力で自動操舵により播磨灘を東北東進していた。 航海士Aは、レーダーの船首輝線上に播磨灘航路第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を認め、自動操舵のダイヤルを右に約2°回して、本件灯浮標の南方を通過する針路とした。 航海士Aは、針路が灯浮標から十分に離れていると思い、コーヒーを入れるなどしていたところ、本件灯浮標を至近に認めて慌てて手動操舵に切り替えて、本船を右転させた。 航海士Aは、本件灯浮標が、本船の左舷側から離れているように見え、衝撃を感じず、衝突音も聞こえなかったので、衝突はしていないと思い、そのまま航行を続けた。 航海士Aは、本船が阪神港神戸区に停泊していた際、海上保安庁から本件灯浮標への衝突の有無について連絡を受けて確認したところ、本船の左舷船尾部にペイントの付着を認め、本船が本件灯浮標に衝突したことを知った。 （付図1 航行経路図 参照）
分析	本船は、播磨灘を東北東進中、航海士Aが、自船と灯浮標との間に

	安全距離を確保した針路設定を行わないまま、継続して自船と灯浮標との相対位置を確認しなかったことから、本件灯浮標に接近していることに気付かず、本件灯浮標と衝突したものと考えられる。 航海士 A は、本船が右舵約 2° を取った後、本件灯浮標の南方を十分に離れて航行していると思ったものと考えられる。 本船は、本件灯浮標の南方を通過する針路とした後、風潮流により北方に圧流されていたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、播磨灘を東北東進中、航海士 A が、自船と灯浮標との間に安全距離を確保した針路設定を行わないまま、継続して自船と灯浮標との相対位置を確認しなかったため、本件灯浮標に接近していることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船橋当直者は、灯浮標の近くを操船する場合、自船が風潮流等によって圧流されることを考慮し、灯浮標から安全な距離をとること。

付図1 航行経路図

